

# 町田市子ども創造キャンパスひなた村 指定管理者募集要項

## 1 募集の趣旨

町田市（以下「市」という。）が設置する町田市子ども創造キャンパスひなた村（以下「ひなた村」という。）について、地方自治法第244条の2及び町田市子ども創造キャンパスひなた村条例第5条の規定並びに町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針に基づき、当該施設を効果的かつ効率的に管理運営し、設置目的である恵まれた自然環境の中での遊び、体験、創作活動等を通じて、子どもたちの心身の健康を増進するとともに、その豊かな創造性を育み、もってその心身の健やかな育成に寄与できる指定管理者を募集します。

## 2 対象となる施設の概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

※ 詳細は別に配布する「町田市子ども創造キャンパス業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）を参照してください。

名称	町田市子ども創造キャンパス ひなた村
所在地	町田市本町田2863番地
開設年	1973年（現施設の竣工年1993年）
管理区域図	業務仕様書【別紙1】を参照
平面図	業務仕様書【別紙2】を参照
敷地面積	43,000㎡（うち、森林面積31,000㎡）
建築面積	1,843.9㎡
延床面積	2,231.4㎡
構造等	本館：木造、ホール：RC造一部S造（地下1階地上2階）、 炊事場：木造
利用料金制度	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、施設利用料金は、指定管理者の収入とする。

## 3 指定期間

2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 指定管理業務

- ① 子どもの野外体験に関する業務
- ② 子どもの創作体験に関する業務
- ③ 子どもの野外体験、創作体験にかかる指導者の育成及びその活動の支援に関する業務
- ④ 来館した子どもへの居場所の提供及び図書の見学に関する業務
- ⑤ ひなた村の施設及び附帯設備の利用承認及び提供に関する業務
- ⑥ 施設及び管理区域の維持管理に関する業務
- ⑦ 前各号に掲げるものの他、ひなた村の運営に関し市長が必要と認める業務

### (2) 自主事業

自主事業とは、指定管理者が市の承認を得て、魅力ある事業を独自に展開するものです。指定管理者は自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができます。

※ 詳細は別に配布する業務仕様書を参照してください。

## 5 運営に係る基本的事項

### (1) 休所日

- ① 毎月の第1火曜日及び第3火曜日
- ② 国民の祝日の翌日
- ③ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

※上記①が休日または②が休日、土曜日若しくは日曜日の場合は開所します。この場合、休日、土曜日または日曜日ではない別の日を休所日にすることができます。

※指定管理者の提案により、市が認めるときは、休所日を変更し、または臨時に休所日を定めることができます。

### (2) 開所時間

ひなた村の開所時間は、午前9時から午後9時までとします。ただし、屋外の施設の利用時間及び子どもの居場所の提供業務に基づく子どもの施設利用は次の通りとします。

① 1月～3月及び10月～12月 午前9時～午後5時

② 4月～9月 午前9時～午後6時

※指定管理者の提案により、市が認める時は、開所時間及び施設ごとの利用時間を変更することができます。

### (3) 利用者の対象

① 18歳以下の者及びその保護者

② ①の指導者及びその育成に関する者

③ 貸出施設の利用については、市内在住、在勤、在学の18歳以上の者で、市内に活動の拠点があり、年間を通じて活動している者及び左記の者が代表を務める5人以上で構成され、うち市内在住、在勤、在学の者が過半数を占める団体

### (4) その他

事業の実施にあたっては、条例、条例施行規則及びその他関係法令並びに業務仕様書並びに市の指導に沿って行うことを求めます。

なお、条例等が指定期間前及び指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施してください。

## 6 指定管理料

ひなた村の指定管理業務にかかる経費に対し、市は指定管理料を支払います。指定管理料の提案金額の上限は年間6,251万円とします。

なお、指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定書において確定するものであり、提案額を保証するものではありません。指定管理料の支払時期及び方法等は協定で定めます。

### 【参考】指定管理料算出の考え方

$\text{指定管理料} = \text{指定管理業務の経費(施設の管理運営費)} - \text{利用料金等の収入(見込額)}$
--

## 7 応募資格に関する事項

### (1) 応募の資格

応募者は、子どもに関する施設（児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定こども園など）、野外体験に関する施設（少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設、自然体験施設など）、貸出区画を有する施設（公民館、生涯学習施

設など)のいずれかの管理実績を有する法人または団体若しくはそれらのグループとし、個人での応募は受け付けません。

## (2) 応募者の制限【欠格事由】

応募する法人は、次の事項のいずれにも該当しない法人に限ります。

また、その旨を保証するものとして、「指定管理者の応募申請に関する誓約書【様式1-8】」を提出してください。

- ① 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている者
- ② 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ④ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中である者
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において2年以内に指定の取り消しを受けた者
- ⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- ⑦ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ⑧ 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体

## (3) 共同事業体による応募

グループで申請する場合は、次の事項に留意してください。

- ① 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する法人または団体を定めること
- ② 単独で申請した法人または団体は、同一施設への申請においてグループ申請の構成員になることはできないこと
- ③ 同一施設への申請について、複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできないこと

- ④ 申請後は代表団体及び構成団体の変更は認めないこと
- ⑤ 代表団体及び構成団体のいずれか一団体でも上記の欠格事項に該当する場合は、応募できないこと

## 8 指定までのスケジュール

募集要項等の公表	3月15日(水)
説明会の申込期間	3月16日(木)～4月3日(月)
説明会	4月5日(水)
質疑の受付期間	4月6日(木)～4月10日(月)
質疑への回答	4月17日(月)
応募書類の提出期間	4月24日(月)～4月28日(金)
一次審査(書類選考)	5月1日(月)～
二次審査(選考委員会)	6月下旬
最終審査(子ども生活部契約事務適正化委員会)	7月中旬以降
指定管理者候補者の選定結果通知	7月下旬以降
指定管理者の指定通知	10月上旬以降

## 9 応募手続

### (1) 募集要項等の公表

募集要項、業務仕様書、応募書類の指定様式及びその他の参考資料等は、市ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布はしていません。

### (2) 説明会

本募集に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定している団体はできる限り参加してください。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加前の検温やマスクの着用のご協力をお願いします。

- ① 日 時 2023年4月5日(水) 午後1時から午後2時まで
- ② 場 所 市庁舎10階 会議室10-1
- ③ 申込方法 2023年4月3日(月) 午後5時までに【別紙】説明会参加申込書により、電子メールでお申込みください。

メールアドレス mcity6120@city.machida.tokyo.jp

- ④ 参加人数 各団体3名以内
- ⑤ 持ち物 市ホームページより募集要項、業務仕様書、応募書類の指定様式及びその他の参考資料等を印刷し、お持ちください。

### (3) 質疑及び回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、質問は説明会に参加した団体に限ります。

#### ① 質疑の受付期間

2023年4月6日(木)から4月10日(月)午後5時まで

#### ② 質疑の方法

【別紙】質疑書をメールで送付してください。メールの件名は「【ひなた村】質疑について(団体名)」としてください。

メールアドレス mcity6120@city.machida.tokyo.jp

※電話や来訪等、口頭による質問は、受け付けません。

#### ③ 質疑への回答

2023年4月17日(月)に町田市ホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、町田市ホームページで周知します。

### (4) 応募書類の受付

申請書に必要書類を添えて、提出期間内に直接持参してください。

提出期間内に、所定の書類が整わなかった場合は、原則、受付はできません。

#### ① 提出書類

【別紙】添付書類一覧、【別紙】事業計画記載要領、【別紙】提出方法とプレゼンテーションについてのとおりに申請書に必要書類を添えて、提出期間内に直接持参してください。

※提出部数6部となっている書類のうち5部を町田市指定管理者候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に提出します。

※枚数指定がある様式は、その枚数の範囲内で作成してください。「1枚」とはA4片面1枚を指し、両面に記入を行う場合は2枚とします。法人規程などの添付を求めている場合、その添付資料については指定枚数に含めません。

※応募書類には、個人が特定される氏名や顔写真等の個人情報に該当するものは掲

載しないようにしてください。ただし、応募書類に掲載することについて、本人の承諾を得ている場合を除きます。その場合には、承諾を得ている旨を記載してください。

※応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

② 提出期間

2023年4月24日（月）から4月28日（金）まで

受付は午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までは除く）

③ 提出場所

町田市森野二丁目2番22号 市庁舎2階202番窓口

町田市子ども生活部児童青少年課

電話 042-724-4097（直通）

## 10 応募にかかる留意事項

(1) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(2) 応募内容の変更禁止

応募書類の受付期間後は、提出された書類の内容を変更・追加することはできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 複数提案の禁止

応募は、一団体につき一案とし、複数の提案はできません。

(4) 応募者が運営する施設の実地調査

市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。

(5) 情報公開請求への対応

応募書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

(6) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(8) 接触の禁止

応募者が、学識経験者で構成する選考委員会の委員や市担当の職員と接触すること

を禁じます。

#### (9) 不正な行為

応募書類に虚偽又は不正があったと認めるとき、その他不正な行為があったと認めるときは、選定対象から除外します。

### 1 1 選定手続

#### (1) 書類選考による一次審査

応募者が4団体以上の場合、子ども生活部（以下、「施設所管部」という。）で書類選考による第一次審査を行い、上位3団体を選定し、選定された応募者の事業計画書等を選考委員会に提出します。なお、第一次審査の審査方法については、選考委員会による選考の方法と同様です。

応募者が3団体以下の場合、書類選考は実施せず、資格審査のみを行い、資格のある全ての応募者の応募書類の副本を選考委員会に提出します。

#### (2) 選考委員会等による二次審査

学識経験者4名で構成する選考委員会及び施設所管部において、応募者からの提案内容を評価します。なお、選考委員会では、応募者からのプレゼンテーション、委員によるヒアリング、及び、応募書類等をもとに評価項目ごとに評価します。

※選考委員会の日時、場所等については、一次審査を通過した応募者に対して電子メールで通知します。

#### (3) 市の選定会議による最終審査

施設所管部は、子ども生活部契約事務適正化委員会において、選考委員会及び施設所管部の採点による基準得点に、現在の指定管理者への管理運営状況評価結果である評価反映点を加えた総合選定得点が最も高かった応募者を指定管理者の候補となる者（以下「指定管理者候補者」という。）に選定します。

### 1 2 選定基準

#### (1) 評価項目及び評価基準

下表の評価項目及び評価の基準に基づき、各評価項目について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乗じます。

評価項目（4）、（5）、（11）は特に重要な項目として評価します。



評価者	区分	No	評価項目	評価の視点
施設所管部	施設管理・運営	(1)	類似施設の管理実績	①子どもに関する施設(児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定こども園など)、②野外体験に関する施設(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設、自然体験施設など)、③貸出区画を有する施設(公民館、生涯学習施設など)の管理実績は十分か。
		(2)	地域貢献(市内従業員の雇用率)	市内従業員の雇用率は妥当か。
	財務・収支状況	(3)	提案金額	・施設規模・業務量に対し妥当な金額が提案されているか。 ・職員の労働条件に配慮しつつ、適切な賃金となっているか。
町田市指定管理者候補者選考委員会	サービスの質	(4)	利用者サービス向上策	・事業計画は施設の設置目的の趣旨に添い、3つの機能をバランスよく網羅したものになっているか。 ・児童館相当施設として、子どもが自由に使用できる区画は十分にあるか。子ども向けのサービスは適切か。 ・利用料金に対する考え方は公の施設として適切か。施設の特性を考慮し、施設貸出件数向上に向けた魅力的な提案があるか。
		(5)	自主事業	基本的な業務要件を満たした上で、独自のアイデアによる施設の魅力向上や利用者の利便性向上に繋がる事業の提案があるか。
		(6)	利用者意見の収集(利用者満足度調査等)	・利用者満足度の調査方法、意見の反映方法は適切か。 ・懇談会組織は、地域・利用者の意見を施設運営に反映させるために実効性のあるものになっているか。

			・苦情の発生抑制及び適切かつ迅速な対応体制が取られているか。
施設管理・運営	(7)	施設運営	・利用者に対する平等利用の理念や取り組みは適切か。 ・施設の設置目的や新・町田市子どもマスタープラン等の市の施策に合致する適切な理念や方針が示されているか。
	(8)	情報管理	情報公開・個人情報保護に対する考え方は適切か。体制・取り組みは十分か。
	(9)	安全管理	・危機管理のための体制は適切で実効性のあるものになっているか。 ・子どもの事故防止のための取り組み及び事故発生時の対応は適切か。
	(10)	人的安定性	・職員の配置は業務量に見合っているか。 ・職員の能力、資格等は事業や施設管理を行っていくうえで十分か。 ・指定期間中、人的安定性・専門性を担保するための計画に実行性はあるか。
	(11)	地域貢献(地域団体等との連携)	・市内事業者への発注は十分か。 ・地域住民や団体との協働の取組は十分か。 ・子どもセンター、子どもクラブ、冒険遊び場等の市内の子ども施設との間の連携・協力を図っていく姿勢が見受けられるか。
	(12)	環境配慮	環境負荷低減に向けた取組は十分か。
財務・収支状況	(13)	収支の適正性	指定管理業務の収支計画は適正か。
	(14)	財務の安全性	財政基盤が安定しており、適切な執行体制がとられているか。

## (2) 最低選定基準

応募者の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定管理者候補者として選定しないこととします。

- ・ 選考委員会の委員の平均得点と、施設所管部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60%に満たなかった場合
- ・ 過半数の選考委員の採点又は施設所管部での採点において、最低評価「1」の評価項目があった場合

## (3) 現在の指定管理者への管理運営状況評価結果の反映

現在の指定管理者である団体が応募した場合は、次に掲げる事項に基づき、指定管理期間中の管理運営実績から決定した評価反映得点を基準得点に加減算します。

- ア 指定管理者の評価を反映する年度は、最終年度を除く指定期間の全ての年度とします。
- イ 評価結果を反映する年度の総合評価結果を点数化（S：5点～D：1点）した上で合算して対象年度数で除した平均得点（小数点以下第2位を四捨五入）に基づき、以下の基準により評価反映得点を決定します。

総合評価結果の平均得点	評価反映得点
4.6～5点	基準得点の10%を加算
3.6～4.5点	基準得点の5%を加算
2.5～3.5点	加減なし
1.5～2.4点	基準得点の5%を減算
1～1.4点	基準得点の10%を減算

## (4) 同点の場合

以上の結果、同点であった場合は、係数の高い項目において高得点であった団体を指定管理者候補者とします。それでもなお、同点である場合は、提案金額が一番低かった団体を指定管理者候補者に選定します。

## 1.3 指定管理者候補者決定後の手続

### (1) 指定管理者候補者の選定結果

指定管理者候補者の選定は、7月下旬以降の予定です。結果については、二次審査対象者全員に文書で通知します。

### (2) 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定管理者候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理者候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

### (3) 指定管理者の決定結果

指定管理者の議案の可決後、10月上旬以降、指定管理者に文書で通知します。

### (4) 協定書の締結

指定管理者を指定した後、速やかに指定期間全体の「基本協定書」を締結するとともに、年度ごとに指定管理料等についての「年度協定書」を締結します。協定書等の締結にあたっては、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

また、事業計画において提案された内容については、原則としてそのまま実施することとしますが、選考委員会で意見が付された事項や事業計画の詳細については、改めて協議するものとします。提案した内容が一部でも認められなければ申請を辞退する場合は、必ずその旨を事業計画書の最後部に明示してください。

## 1.4 問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課青少年係

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号

電話 042-724-4097 FAX 050-3101-8380